



# 中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年3月2日

中四国ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

## 【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	慢性心不全に対してフォシーガ錠 5 mgの投与は原則、認められない。	慢性心不全に対するフォシーガの投与量は、原則 10 mg 1日1回とされている。5 mg 1日1回投与の有効性は確認されていない。ただし、1型糖尿病を合併する慢性心不全では糖尿病に対する投与量が適応されるため、5 mg 1日1回投与も容認されている。したがって、1型糖尿病を合併していない慢性心不全に対するフォシーガの1日1回 5 mg 投与は原則、認められないと判断した。	適用診療月 令和8年6月1日
2	慢性腎臓病に対してフォシーガ錠 5 mgの投与は原則、認められない。	慢性腎臓病に対するフォシーガの投与量は、原則 10 mg 1日1回とされている。5 mg 1日1回投与の有効性は確認されていない。ただし、1型糖尿病を合併する慢性腎臓病では糖尿病に対する投与量が適応されるため、5 mg 1日1回投与も容認されている。したがって、1型糖尿病を合併していない慢性腎臓病に対するフォシーガの1日1回 5 mg 投与は原則、認められないと判断した。	適用診療月 令和8年6月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

・ 内科審査室内科審査課 藤井 (TEL:082-576-7780)